

ラムサール条約

ラムサール条約とは

1971年、イランのカスピ海湖畔の町ラムサールで、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択されました。これが「ラムサール条約」です。

現在、世界で171ヶ国が加入しています(2020年2月末現在)。日本は、1980年にラムサール条約に加入しました。

保全・再生 水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

賢明な利用 ラムサール条約では、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用(wise use:ワイズユース)」を提唱しています。賢明な利用とは、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することです。

交流・学習 ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、交流・能力養成、教育、参加、普及啓発活動(CEPA—Communication, Capacity Building, Education, Participation and Awareness)を進めることを決議しています。



湿地の保全と賢明な利用を進める条約です



ラムサール条約湿地とは

条約に加入する国々は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準にそって「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録します。これがいわゆる「ラムサール条約湿地」です。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。

世界には、2386ヶ所のラムサール条約湿地があります。
(2020年2月現在)

国際的な基準は次のとおり定められています。

- 基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。
- 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。
- 基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。
- 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。
- 基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。
- 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。
- 基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。
- 基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。
- 基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類:魚、エビ、カニ、貝類

日本での登録条件とは

日本は、次の条件を満たしている湿地を登録しています。

- ① 国際的に重要な湿地であること(上記9つの国際的な基準のいずれかに該当すること)
- ② 国の法律(自然公園法、鳥獣保護管理法など)により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること
- ③ 地元住民などから登録への賛意が得られること

■日本で既に登録されているラムサール条約湿地は全国で52ヶ所です。(2020年2月現在)